<u>頁</u> 共通	章·節·項	建 建	公共建築建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成15年3月) 本改修標準仕様書										
共通		改修共仕	中以 に 伝 中 は は は は は は は は は は は は は は は は は は										
–	1.1.2	いただけ (1)「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいい、請負者に通知され			改修標準性様書 (1)「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員、監督員又は監督官をいう。								
•		た総括監督員、主任											
3	1.1.4	・・・、あらかじめ監督	···、あらかじめ監督職員 <u>の確認を受けたのちに</u> 、···										
3	1.1.4	(1)(2)(3)···10E	····10日以内(ただし、土、日曜及び祝日等は除く。)										
3						1.1.4 なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を							
						省略できるものとする。							
	1.1.13	(a)発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。 (a)監督職員事務所の設置は次により、適用は特記による。(以下略)			(a)発生材の <u>抑制、</u> 再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。								
-	2.4.1		(a) 監督職員事務所の設置は特記による。										
	3.3.4	(d)(4)···和風便器	··· <u>便器</u> ···()便器··· (a)(2)··· <u>便器</u> ···										
	5.1.1	(c)電気配管等は、E	(d)(2)・・・・ <u>度</u>										
		様書」による。											
	6.5.2	(a)(2)() ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								<u> </u>			
146	6.5.2					(h)(1)防腐剤は、 <u>環境に配慮した表面防腐処理剤とし、種類及び品質は、特記による。</u>							
196	7.2.4	MRJ は			 広る。 								
				1 6	16節 クリヤラッカー塗り(CL)								
					7.16.1 適用範囲								
			この節は、木部で既存塗膜がクリヤラッカー塗りの塗り替え及び新規に塗る場合に 適用する。										
				7.16.2 クリヤラッカー塗り									
					クリヤラッカー塗りは表7.16.1により、種別は特記による。特記がなければ、B種					己がなければ、B種			
					とする。 表7.16.1 木部クリヤラッカー塗り								
						種別	J	127.110	塗料その他		塗付け量		
				-	日 程	A 種	B 種	規格番号	規格名称	種類	(kg/m²)		
					素地ごしらえ	ļ	(注1		18.2.2による。		-		
				1	下塗り			JIS K 5533	ラッカー系シーラー	ウッドシー ラー	0.10		
				2	目止め		-		目止め剤	1115.505.40	-		
					中塗り		-	JIS K 5533	ラッカー系シーラー	サンジング シーラー	0.10		
					研磨紙ずり		-		研磨紙 P 2 2 0 ~ 2 4 (ニトルセルロースラ	M.	-		
					上塗り(1回目))		JIS K 5531	カー	水物用	0.10		
					研磨紙ずり	,		JIS K 5531	研磨紙 P 3 2 0 ~ 4 0 (M			
					上塗り(2回目) 研磨紙ずり)	-	JIS K 5531	カー 研磨紙 P 3 2 0 ~ 4 0 0	7151713	0.10		
					仕上げ塗り	-	_	JIS K 5531	ニトルセルロースラ		0.09		
)1.素地ごしら	えの	種別		<u> カー</u> 他の欄による。	NAMO	0.03		
					2. 着色兼用目止めとする場合は、工程2を省略する。								
					17節 オイルステイン塗り(OS) 7.17.1 適用範囲 この節は、木部で既存塗膜がオイルステイン塗りの塗替え及び新規に塗る場合に 適用する。								
				20									
					7.17.2 オイルステイン塗り オイルステイン塗りは、表7.17.1による。								
					オイルステイン至りは、衣7.17.1による。 表7.17.1 オイルステイン塗り								
					⊥ ₹	呈		塗	料その他		塗付け量		
				\vdash			-				(kg/m²)		
				Ę	素地ごしらえ			1、付着物を除	余去する。		-		
				2	1回目塗り ふき取り			'ルステイン 百白木綿布片	でふき取る。	+	0.03		
				3	2回目塗り		オ1	/ルステイン			0.03		
220	016	(b)株共≐コ!ー トフ !	持記がなければ、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築		ふき取り	۲Z		百白木綿布片	に小さ収る。		-		
228	8.1.6	鉄骨設計基準」による。	(0))	ょる。								
250	8.4	コンクリートの製造及び運搬			コンクリートの製造及び <u>輸送</u>								
277	8.13.4	(a) 開先の形状は、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨」)開先の形状	ぱ、	特	記による。					
		設計基準」により、その記号は、特記による。ただし、監督職員の承諾を受けた 場合は、この限りではない。											
296	9				境配慮改修.	工事							
		JIS改正による訂正											
159	6.8.2	5.8.2 表6.8.1 接着剤の種別と施工箇所			表6.8.1 接着剤の種別と施工箇所								
		種別	施工箇所	H	種別	- -			施工	箇 所			
		エポキシ樹脂系			ポキシ樹脂系 レタン樹脂系		٠.						
		表6.8.2 ゴム床タ	I イル用接着剤の種別と施工箇所				タイ	ル用接着剤	の種別と施工箇月				
		エポキシ樹脂系			ポキシ樹脂系								
000	0.0.1	上の「ノ回順水		ウ	レタン樹脂系	٤			040 lt 0 11 2 12 1	= 7 14 ''C	2.0000 47 50		
230	8.2.4	アンカー本体のねじの等級は、JIS B 0209(メートル並ねじの許容限界寸法及び公差)により、おねじの場合は8g以上、めねじの場合は7H以上とする。		(b)(3)			アンカー本体のねじの公差域クラスは、JIS B 0209 - 1(一般 メートルねじ - 公差 - 第 部 原則及び基礎データ の「12 . 推 <u>要する公差域クラス」で</u> おねじの場合は8g以上、めねじの場 合は7 H以上とする。						